



ドローンの機体登録や飛行申請をご存知ですか？

ドローンを外で飛行させる場合、機体の登録や飛行申請をしなければいけません。

注) もし、それらをせずに飛行させた場合、罰則の対象になる場合があります

登録や申請の方法がわからないという方、お困りの方

「ドローン関連の登録や申請関連のサポートサービス」

を開始いたします。

◆ドローンの機体登録サポート

本年6月20日から、100g以上の全ての無人航空機の登録が義務化されました。

※ドローンに関わらず、ラジコン等も含まれます。

機体を持っている方、購入された方はまずこの登録をしなければなりません。

1からサポート致します。

◆飛行申請サポート(DIPS、FISS)

屋外で無人航空機を飛行させる場合、

飛行方法によっては国土交通省航空局へ申請が必要です。

※ドローンに関わらず、ラジコン等も含まれます。

特に、人口集中地区かどうか、第三者・第三者物件から30m以上離れているかどうかです。

また、飛行する場所・時間・高度・領域を飛行情報共有機能に登録しなければなりません。

それらの申請・登録をサポート致します。

【サポート内容】・ドローン登録システム ・飛行申請(DIPS、FISS) ・飛行の事前準備等をマンツーマンでサポート

※上記サポートサービスは、登録や申請の手続きを代行するものではありません。

ご利用料金 : 20,000 円(税込) ※当スクールを修了された方は無料です。

《お問合せ》 DRONE FIVE C : 千葉県松戸市六高台 4-92-1-107 TEL:047-382-5626